

内 容	担当部署	直通電話番号 FAX番号
<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳・愛の手帳の交付申請に関すること ● 自立支援医療（更生医療）の申請に関すること 	障害者福祉課 相談係	5273-4518 3209-3441
<ul style="list-style-type: none"> ● ヘルパーや施設等の利用申請に関すること ● 補装具・日常生活用具・住宅設備改善に関すること ● 相談支援に関すること 	障害者福祉課 支援係	5273-4583 3209-3441
<ul style="list-style-type: none"> ● サービスを利用したときの費用に関すること ● 医療機関にかかるときの費用に関すること ● 利用者負担の軽減措置に関すること 	障害者福祉課 経理係	5273-4520 3209-3441
<ul style="list-style-type: none"> ● 意思疎通支援事業に関すること 	障害者福祉課 福祉推進係	5273-4516 3209-3441
<ul style="list-style-type: none"> ● 区立障害者施設の管理・民間障害者施設等への助成に関すること 	障害者福祉課 事業指導係	5273-4253 3209-3441
<ul style="list-style-type: none"> ● 自立支援医療（育成医療・精神通院医療）の申請に関すること ● 精神に障害のある方の、 <ul style="list-style-type: none"> ・手帳の交付申請に関すること ・ヘルパーや施設等の利用申請に関すること ・相談支援に関すること 	牛込保健センター	3260-6231 3260-6223
	四谷保健センター	3351-5161 3351-5166
	東新宿保健センター	3200-1026 3200-1027
	落合保健センター	3952-7161 3952-9943

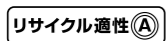
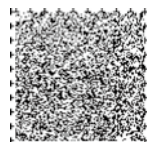
「障害者総合支援法に基づくサービス利用ガイド 第4版」

令和4・5年度版
令和4年10月発行

この印刷物は、業者委託により3,000部印刷製本しています。その軽費として、1部あたり352円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

編集・発行 新宿区福祉部障害者福祉課
東京都新宿区歌舞伎町1-4-1
電話03-5273-4583 FAX 03-3209-3441

印刷物作成番号
2022-12-2910



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



禁無断転載 © 東京法規出版 SG040010-P15



ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

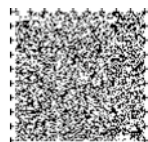
しょうがいしゃ そうごうし えんぼうもと
障害者総合支援法に基づく

サービス利用 ガイド

第4版



新宿区



この冊子を上手に使っていただくために

障害のある方のための福祉サービスといっても、「どんな内容のものなのか」、「どんな人が、どんなときに、どうやって使えるのか」、「手続きはどうか」などよくわからないという方もいると思います。

この冊子は、障害のある方が、サービスを使うことで、住みなれた地域で、安心して豊かな生活が送れるように、サービスの内容や使い方をわかりやすくまとめたものです。障害のある方が、自分らしく暮らすために、サービスをどう使ったらよいかを考えるための冊子として、ご活用ください。もっとお知りになりたいときやお困りのときは、裏表紙の『問い合わせ先一覧』をご覧ください。

なお、障害のある方が、よりよい日常生活を送っていただくために役立つ情報をまとめた『障害者福祉の手引』と、区内の障害者福祉施設の所在地とサービス内容についてまとめた『社会資源マップ』も発行しています。そちらの冊子も併せてご活用ください。

障害者総合支援法^(※)による給付等の対象となる方

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

身体障害者

知的障害者

精神障害者

障害児

難病患者等

- 身体障害者の方は、手帳の所持が必要です。
- 知的障害者の方は、手帳の所持または診断書の提出が必要です。
- 精神障害者の方は、有効期間内の手帳または自立支援医療受給者証（精神通院医療）の所持もしくは診断書、精神障害を事由とする年金証書、特別障害給付金の証書のいずれかの提出が必要です。※『発達障害』も対象となります。
- 障害児の方は、手帳の所持または診断書等の提出が必要です。利用するサービスによって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
- 難病患者等の方は、障害者総合支援法の対象疾病に罹患していることが分かる証明書（診断書など）の提出が必要です。利用するサービスによって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

も く じ

この冊子を上手に使っていただくために	1
障害者総合支援法による給付等の対象となる方	1
障害のある方を対象とした福祉サービスのしくみ	3
さまざまな障害福祉サービス	4
自宅での生活を支援するサービス	4
外出を支援するサービス	5
昼間の活動を支援するサービス	6
一時的な支援を行うサービス	6
自立や就労を支援するサービス	7
住まいの場としてのサービス	8
障害福祉サービスと介護保険制度との関係について	8
お子さんの発達を支援するサービス	9
相談の場としてのサービス	10
その他のサービス	10
補装具費の支給	11
日常生活用具の給付	12
住宅設備改善費の給付	12
サービス利用までの流れ	13
サービスを利用したときの費用	19
医療機関にかかるときの費用	21
問い合わせ先一覧	裏表紙



しょうがい 障害のある方を対象とした ふくし 福祉サービスのしくみ



障害のある方に対する福祉サービスは、『障害者総合支援法』に基づき、全国共通に実施する『自立支援給付』と、地域特性に応じて柔軟に実施する『地域生活支援事業』に分けられています。また、障害児に対しては、『児童福祉法』に基づくサービスもあります。新宿区におけるサービスは、下図のようなしくみになっています。

障害者総合支援法

自立支援給付

障害福祉サービス

介護給付

- 居宅介護 ● 重度訪問介護 ● 同行援護
- 行動援護 ● 療養介護 ● 生活介護
- 短期入所（ショートステイ）
- 重度障害者等包括支援 ● 施設入所支援

詳しくは
P4~8へ

訓練等給付

- 就労移行支援
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）
- 就労継続支援（A型・B型）
- 共同生活援助（グループホーム）
- 就労定着支援 ● 自立生活援助

詳しくは
P10へ

相談支援

- 地域移行支援
- 地域定着支援

自立支援医療

- 更生医療
- 育成医療
- 精神通院医療

詳しくは
P21へ

補装具

- 車いす
- 補聴器
- など

詳しくは
P11へ

地域生活支援事業

- 移動支援
- 土曜ケアサポート
- 障害児等タイムケア
- 地域活動支援センター
- など

詳しくは
P5、6、
8~10へ

日常生活用具

- 特殊寝台
- 移動移乗支援用具
- など

詳しくは
P12へ

住宅設備改善

- 段差解消
- 扉の取替え
- など

障害のある方

障害児通所支援

- 児童発達支援 ● 医療型児童発達支援 ● 放課後等デイサービス
- 居宅訪問型児童発達支援 ● 保育所等訪問支援

相談支援

詳しくは
P9へ

詳しくは
P10へ

児童福祉法

さまざまな しょうがいふくし 障害福祉サービス




障害のある方に対するサービスには、ヘルパーが自宅に訪問して介護を行うサービスや、通所して利用するサービス、施設に入所して利用するサービスなど、様々なサービスがあります。利用するサービスにより対象となる方や手続きの流れなどが異なります。

自宅での生活を支援するサービス

サービスの名称	内容	給付の種類
居宅介護 (身体介護、家事援助 通院等介助)	自宅で、入浴や排せつ、食事などの介助や、部屋の掃除や洗濯などの支援を行います。また、通院するときに付き添います。	自立支援給付 (介護給付)
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に対して、居宅介護の支援に加えて、見守りや外出の支援も含めた、長時間にわたる支援を行います。	
重度障害者等 包括支援	介護の必要性が非常に高い方に対して、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に組み合わせて支援を行います。	



がいしゅつ しえん 外出を支援するサービス

サービスの名称	内容	給付の種類
同行援護	視覚障害により移動に支援が必要な方に対して、外出に同行して、移動の支援や移動先での代筆・代読・代行を行います。 	自立支援給付 (介護給付)
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で、常時介護が必要な方に対して、行動するときに必要な介助や外出時の移動の支援を行います。 	
移動支援	屋外での移動に支援が必要な方に対して、円滑に外出することができるよう、移動の支援を行います。 	地域生活 支援事業

ひるま かつどう しえん 昼間の活動を支援するサービス




サービスの名称	内容	給付の種類
生活介護	常に介護を必要とする方に対して、施設で、入浴や排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供します。	自立支援給付 (介護給付)
地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会の提供や、社会との交流等を行います。	地域生活 支援事業
土曜ケアサポート	生活介護の支給を受けている方を対象に、土曜日の日中に、施設での活動の場を提供します。 (施設入所支援の支給決定者を除く)	

いちじてき しえん おこな 一時的な支援を行うサービス

サービスの名称	内容	給付の種類
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行う方が病気などの場合や休息を必要とする場合等に、短期間施設に宿泊し、食事や入浴などの介助を行います。	自立支援給付 (介護給付)
日中 ショート	介護を行う方の都合等で一時的に見守りなどが必要な方に対し、日中、入浴や食事などの介助を行います。	地域生活 支援事業



自立や就労を支援するサービス

サービスの名称	内容	給付の種類
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	地域で生活するために必要な、身体のリハビリ訓練や、身の回りのことを自分でできるようになるための訓練を行います。 	自立支援給付 (訓練等給付)
就労移行支援	一般企業等で働くことを希望する方に対して、一定期間、就労に必要な訓練や相談支援を行います。 	
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等で働くことが難しい方が、支援を受けながら働く場です。就労に必要な知識や能力向上のための訓練も行います。 	
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して、一般就労した方が継続して就労できるよう相談支援を行います。	
自立生活援助	単身等で居宅生活を送る方が、地域でも生活を継続できるよう、定期的に訪問する等して日常生活の相談支援を行います。	

住まいの場としてのサービス

サービスの名称	内容	給付の種類
施設入所支援	自宅での生活が難しい方に対して、入所して生活する施設で、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。	自立支援給付 (介護給付)
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に対して、医療機関に入所する等して、機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の支援を行います。	
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、入浴や排せつ、食事の介護や日常生活上の支援を行います。居室は原則個室です。	自立支援給付 (訓練等給付)
宿泊型自立訓練	地域での生活を目指す方に対して、住居を提供して、家事等の日常生活の訓練や相談支援を行います。	
福祉ホーム	住居を必要としている方に対して、住居等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。	地域生活 支援事業



障害福祉サービスと介護保険制度との関係について

サービスの内容や機能について、障害福祉サービス（自立支援給付）に相当する介護保険サービスがある場合、原則として、介護保険サービスの利用が優先されます。65歳以上の方、特定疾病該当者で40歳以上65歳未満の方で生活保護受給者以外の方については、介護保険対象者となりますので、介護保険サービスの利用が優先になります。

ただし、介護保険に相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、重度訪問介護、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援等）については、状況に応じて利用することができます。また、介護保険サービスの利用が優先されるサービスについて、介護保険のケアプラン上において適当と認める支給量が、介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合は、介護保険サービスに上乗せして、障害福祉サービスの支給を受けることができます。

お子さんの発達を支援するサービス

サービスの名称	内容	給付の種類
児童発達支援	障害のあるお子さんに対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。	障害児通所支援
医療型児童発達支援	上肢・下肢または体幹の機能に障害のあるお子さんに対して、児童発達支援および治療を行います。	
居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難なお子さんに対して、ご自宅で児童発達支援を行います。	
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害のあるお子さんに対して、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。	
放課後等デイサービス	就学中の障害のあるお子さんに対して、放課後や夏休み等の長期休暇時に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進などを行います。	
障害児等タイムケア	就学中の障害のあるお子さんに対して、放課後や夏休み等の長期休暇時に、日中活動の場を提供します。	地域生活支援事業

※ 18歳未満の障害のあるお子さんの施設入所サービスについては、専門的な判断を行う必要があるため、東京都児童相談センターが相談窓口となります。



相談の場としてのサービス

サービスの名称	内容	給付の種類
基本相談支援 相談支援	相談に応じ、必要な情報の提供や、社会資源の活用等について助言や支援等を行います。	相談支援 (基本相談支援) 地域生活支援事業
地域移行支援	施設や精神科病院等から退所・退院する方に対して、地域での生活が円滑に始められるよう、入所・入院中から、住まいの確保や体験宿泊など、新しい生活への準備等の支援を行います。	相談支援 (地域相談支援)
地域定着支援	単身等で居宅生活を送る方が、地域での生活を継続できるよう、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急時に必要な支援を行います。	
サービス利用支援 障害児支援利用援助	希望する生活の実現や一人ひとりに合ったサービスの利用ができるよう、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成します。	相談支援 (計画相談支援) 障害児相談支援
継続サービス利用支援 継続障害児支援 利用援助	計画通りにサービス等の利用ができているか、一定期間ごとに見直し（モニタリング）を行います。	

その他のサービス

サービスの名称	内容	給付の種類
成年後見制度 利用支援	身寄りがない、親族が申立てを行うことができない等の理由で成年後見制度を利用することができない障害のある方に対して、親族に代わって区長が審判請求を行います。また、後見人等の報酬費用等を負担することが困難な方への助成を行います。	地域生活支援事業
意思疎通 支援事業	身体障害者手帳を持つ聴覚・音声・言語機能障害者の方に対して、地域生活の円滑化と社会参加の向上を目的に、手話通訳者または要約筆記者を派遣します。	

補装具費の支給




自立支援給付

『補装具』とは、身体に障害のある方、または難病等により同等の症状がある方の身体機能の代わりや身体機能を補うもので、身体に合うようにつくられ、長期間継続して使用する必要がある装具等のことです。

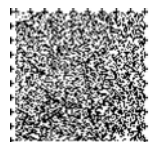
事前の申請により必要性が認められると、補装具の購入費・借受け費、または修理費が支給されます。申請の際には、判定もしくは医師の意見書が必要な場合があります。支給の決定の後に、業者に製作・修理に取りかかってもらいます。

利用者負担は、所得に応じた上限額が決められています。詳しくは19、20ページをご覧ください。

対象となる補装具

障害種別	補装具の種目
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡 
聴覚障害	補聴器 
肢体不自由	義手・義足、座位保持装置、車いす、電動車いす、上肢装具、下肢装具、体幹装具、靴型装具、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置 
肢体不自由 (18歳未満)	座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
内部障害	車いす、電動車いす、歩行補助つえ

※ 介護保険の被保険者の方（65歳以上の方、40～64歳で特定疾病該当者の方）は、原則として介護保険サービスの利用が優先になります。介護保険サービスと共通する種目については、介護保険サービスによる貸与を受けてください。



日常生活用具の給付

地域生活支援事業

『日常生活用具』とは、障害のある方が日常生活を送る上で困難となっていることを改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められる機器のことです。

事前の申請により必要性が認められると、日常生活用具が給付されます。申請の際には、医師の診断書が必要な場合があります。給付の決定の後に、業者から日常生活用具が納品されます。

利用者負担は、所得に応じた上限額が決められています。詳しくは19、20ページをご覧ください。

対象となる主な日常生活用具

特殊寝台 	入浴補助用具 	移動支援用具(手すり) 	情報通信支援用具(アプリケーションソフト) 
フラッシュベル 	拡大読書器 	視覚障害者用時計 	ストマ装具 

※品目・対象者・基準額・耐用年数など詳しくは別冊子『障害者福祉の手引』をご覧ください。

住宅設備改善費の給付

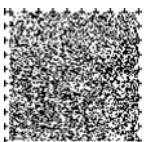
地域生活支援事業

『住宅設備改善』とは、重度の障害のある方が、現在お住まいの住宅で生活を送る上での住宅上の困難となっていることを改善する制度です。

事前の申請により必要性が認められると、住宅設備改善費が給付されます。給付の決定の後に、工事を開始できます。

利用者負担は、所得に応じた上限額が決められています。詳しくは19、20ページをご覧ください。

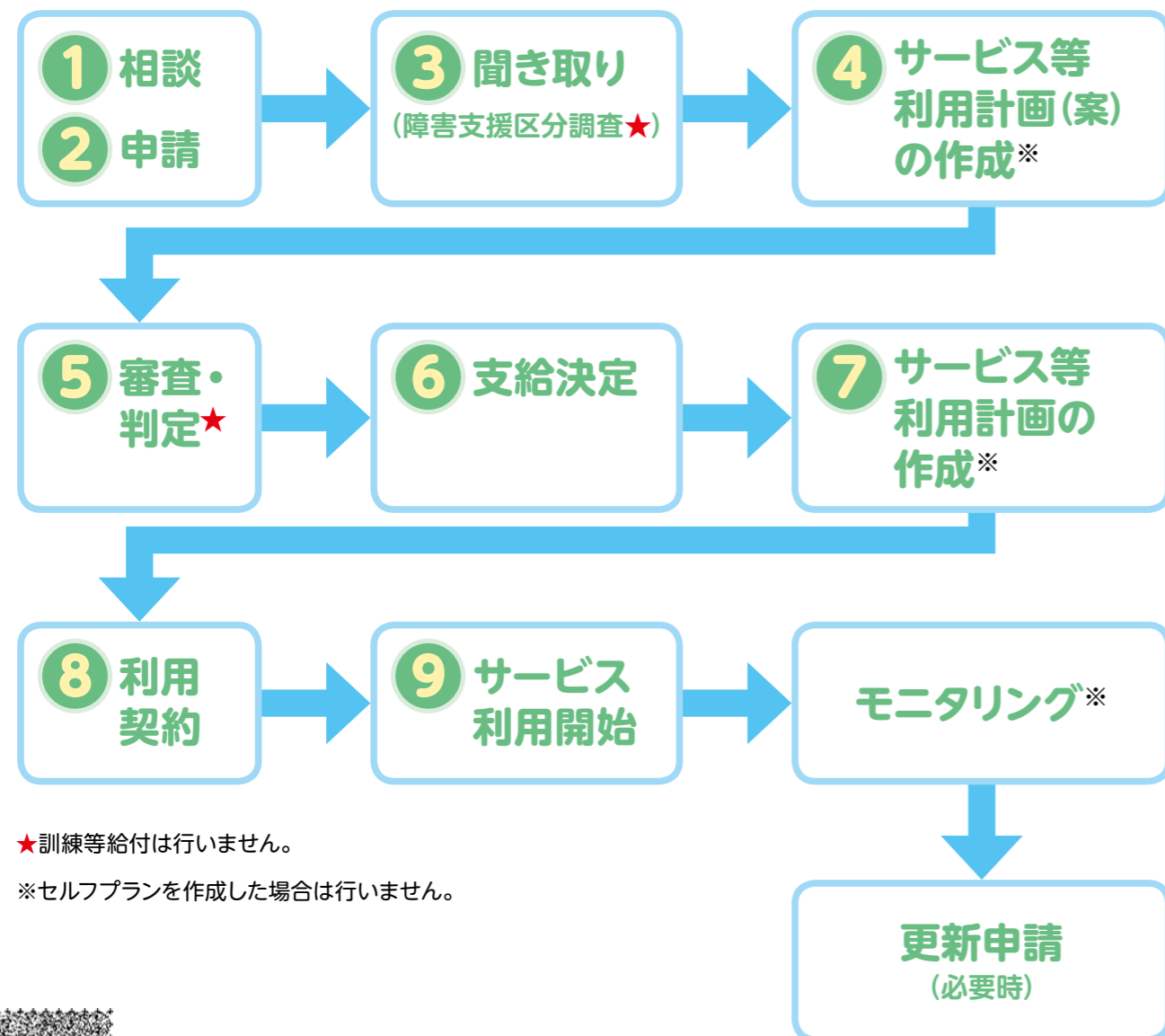
※品目・対象者・基準額など詳しくは別冊子『障害者福祉の手引』をご覧ください。



サービス利用までの流れ

申請からサービス利用までの流れを説明します。みなさんに必要なサービスを提供できるよう、新宿区や事業所がお手伝いします。申請から利用開始までは1か月程度かかります。

なお、地域生活支援事業や障害児通所支援を利用するときのサービス利用までの流れは別冊子『障害者福祉の手引』をご覧ください。また、補装具費の支給および日常生活用具・住宅設備改善費の給付の申請方法については、障害者福祉課支援係にお問い合わせください。



★訓練等給付は行いません。

※セルフプランを作成した場合は行いません。

1 相談

障害者福祉課・保健センター（裏表紙『問い合わせ先』担当部署）に相談します。相談の結果、サービスが必要な場合は、新宿区に申請します。電話やFAXで相談することもできます。

● どんなことを相談するの？

- ・どんな人が対象になるのか
- ・どんな施設があるのか
- ・どんなサービスがあるのか
- ・費用はどのくらいかかるのか
- ・どんなときに利用できるのか
- ・サービスを利用できる空きはあるのか



2 申請

申請書に必要事項を記入・捺印して新宿区に提出します。申請のときに必要なその他の書類については、お問い合わせください。

利用希望者が18歳未満の場合は保護者が、18歳以上の場合は本人が申請者になります。

▶ 申請書の記入例は次頁をご覧ください。

4 サービス等利用計画(案)の作成

利用希望者は、『サービス等利用計画(案)』を作成してもらうために、指定特定相談支援事業所と契約をします。

契約を行った事業所が、利用希望者の課題や、利用意向を聞き取り、『サービス等利用計画(案)』を作成します。

指定特定相談支援事業所に作成してもらわずに、セルフプランを提出することもできます。

指定特定相談支援事業所とは？

障害福祉サービスを利用する方に対して、サービス等利用計画の作成や、サービス提供事業所と連携をとって、計画したとおりにサービスが利用できるように支援を行う事業所のことです。市区町村が指定を行います。計画の作成は専門の職員(相談支援専門員)が行います。

サービス等利用計画とは？

サービスを利用する方が、生活する上で必要なサービスを上手に活用し、生活の質をさらに向上させるためにつくる計画です。一定期間ごとに計画の見直し(モニタリング)を行います。

セルフプランとは？

本人や家族・支援者等の身近な方が、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画に代えて作成する計画です。サービス利用後のモニタリングは必要ありません。

第1号様式(第3条関係) (表)

新宿区介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費等支給決定申請書兼利用者負担額減額・免除申請書

(宛先) 新宿区長
下記のとおり申請します。

申請日 令和2年6月1日

障害者本人又は保護者	フリガナ シンジウキ 太郎	氏名 新宿 太郎	生年月日 令和元年1月1日
		個人番号 12345678901234	
		居住地 新宿区新宿9-9-9	電話番号 03-9999-9999
支給申請に係る障害児氏名	フリガナ	氏名	生年月日 年月日
身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者等
身体障害者手帳第1種(程度)	愛の手帳(療育手帳)第1種(程度)	精神障害者保健福祉手帳第1種(程度)	
障害基礎年金1級の受給の有無(就労継続支援(B型)のサービス申請する者に限る。)	有・無		
被保険者証の記号・番号		保険者名	

(注) 「被保険者証の記号・番号」欄は、療養介護を申請する場合に記入すること。

確認 障害支援区分の認定及び支給決定をするために必要があるときは、福祉サービスの受給状況を新宿区長が確認することに同意します。また、申請者の利用者負担額の決定に必要な新宿区が保有する個人情報新宿区長が確認することに同意します。サービス利用計画又は個別支援計画を作成するために必要があるときは、障害支援区分の認定に係る認定調査・概況調査の内容、サービス利用意向聴取の内容、区審定会の審査判定結果「意見」、医師意見書の全部又は一部を区から指定特定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、障害者支援施設又は指定一般相談支援事業者の関係者に提示することに同意します。

申請者 新宿太郎

障害福祉サービス	障害支援区分の認定	有・無	区分等 1 2 3 4 5 6 非該当	有効期間
介護保険サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援() ・要介護1 2 3 4 5

申請するサービス

区分	介護給付費	訓練等給付費	申請に係る具体的内容
訪問系・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 在宅訪問介護 <input type="checkbox"/> 重度訪問介護 <input type="checkbox"/> 同行支援 <input type="checkbox"/> 行動援助 <input type="checkbox"/> 短期入所 <input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援	<input type="checkbox"/> 就労定着支援 <input type="checkbox"/> 自立生活援助	
日中活動系	<input type="checkbox"/> 療養介護 <input type="checkbox"/> 生活介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練(機能訓練) <input type="checkbox"/> 自立訓練(生活訓練) <input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練 <input type="checkbox"/> 就労移行支援 <input type="checkbox"/> 就労移行支援(養成施設) <input type="checkbox"/> 就労継続支援(A型) <input checked="" type="checkbox"/> 就労継続支援(B型)	
居住系	<input type="checkbox"/> 施設入所支援	<input type="checkbox"/> 共同生活援助(グループホーム)※	
地域支援	<input type="checkbox"/> 地域移行支援 <input type="checkbox"/> 地域定着支援		

※ 共同生活援助を申請する方は、①希望する事業所(□指定共同生活援助事業所□外部サービス利用型指定共同生活援助事業所)、②入浴、排せつ又は食事等の介護の提供の希望③その他必要な事項を申請に係る具体的内容欄に記載してください。

申請書を記入した日付を書きます。

日中連絡がとれる電話番号を書きます。携帯電話でも結構です。

個人番号を書きます。

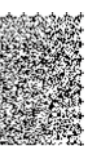
利用される方が18歳未満の場合は保護者の、18歳以上の場合は本人の氏名を書きます。

申請するサービスにを入れます。

3 聞き取り(障害支援区分調査)

申請すると、障害者福祉課・保健センターの職員により、利用希望者の生活や障害の状況についての聞き取りが行われます。

申請するサービスの内容によって、障害支援区分調査を行います。また、障害者福祉課から主治医へ意見書を依頼します。



サービス等利用計画・障害児支援利用計画案

利用者氏名(児童氏名)	新宿 太郎	障害支援区分	区分2	相談支援事業者名	相談支援事業所 しんじゅく
障害福祉サービス受給者証番号	9999999	相談支援専門員	東京 花子	支援担当者	東京 花子
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			

計画案作成日 令和2年6月15日 | モニタリング期間(開始年月) 令和2年9月、12月、令和3年3月 | 利用者同意署名欄 新宿太郎

利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)
(本人) お父さんお母さんと生活したい。今の作業所が楽しい。大好きな料理をみんなとやりたい。グループホームで暮らしてみたい。
(母) 両親が元気な間は家族で暮らしたい。いずれはグループホームで生活してもらいたい。色々なことを経験してほしい。

総合的な援助の方針
日々の生活を通じて、自立する力を身につけていけるよう支援する。

優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等(種類・内容・量(頻度・時間))	提供事業者名(担当者名・電話)	課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
1	今の仕事を頑張りたい。	色々な仕事にチャレンジし、仕事の充実感を得る。	令和3年6月	就労継続支援B型 23日	かぶき作業所 (担当者名・電話) (四谷さん ****-****)	わからないことや困ったことがあったら、職員に聞く。	3か月	
2	みんなと一緒に料理がしたい。色々楽しいことがしたい。	好きな活動への参加を続ける。他にも楽しめるような活動を見つけたい。	令和3年6月	料理講座 第1.3土曜日	かぶきセンター (早稲田さん ****-****)	参加している活動を楽しむ。他に興味がある活動があればチャレンジしてみる。	12か月	
3	グループホームで暮らしてみたい。	自宅から離れ、自立生活のための経験を積む。	令和3年6月	短期入所 7日	かぶきセンター (大久保さん ****-****)	洗濯などの身の回りのことが出来るように練習する。	3か月	
4	ひとりで通院するのは不安。	両親不在時にも適切な医療機関に通院できるようにする。	令和3年6月	通院等介助 10時間	かぶきサービス (落合さん ****-****)	受診する日を忘れない。	3か月	

5

しんさ はんてい
審査・判定

③の聞き取りの結果と医師の意見書をもとに、審査会で審査・判定が行われ、どのくらいの支援が必要な状態か(障害支援区分)が決められます。サービスによっては障害支援区分の判定が必要でない場合もあります。

●障害支援区分とは？

障害特性や心身の状態等に応じて必要とされる支援・介助の度合いを示すもので、聞き取りを受け、非該当もしくは1～6までの区分が認定されます。区分6が支援の度合いが最も高い状態であることを表します。

6

しきゅうけつてい
支給決定

④で作成してもらった『サービス等利用計画(案)』や⑤の結果をもとに、サービスの支給量などが決められて、障害福祉サービス受給者証が交付されます。

●障害福祉サービス受給者証とは？

支給量等、サービスを利用するのに必要な情報が記載されたもので、サービスを受けるにあたってサービス提供事業所に提示する必要があります。サービスの支給が決定されると交付されます。

地域生活支援事業、障害児通所支援サービスは、別の受給者証があります。

7

とうりようけいかく さくせい
サービス等利用計画の作成

⑥で支給が決定されると、指定特定相談支援事業所は、サービス担当者会議を開き、サービス提供事業者等と連絡調整を行い、実際に利用する『サービス等利用計画』を作成します。
セルフプランを作成した場合は行いません。

8

りようけいやく
利用契約

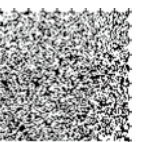
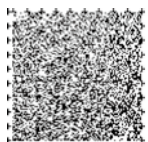
サービスを利用する事業所を選択して、サービス利用に関する契約を結びます。
事業所が分からない場合などは、指定特定相談支援事業所または障害者福祉課・保健センターに相談してください。

9

りようかいし
サービス利用開始

受給者証を提示してサービスを利用します。
指定特定相談支援事業所が計画を作成した場合は、一定期間ごとにモニタリング(サービス等利用計画の見直し)が行われます。

(一)		(二)	
障害福祉サービス受給者証		介護給付費の支給決定内容	
受給者証番号	0:0:0:0:0:0:0:0:0	障害支援区分	区分3
居住地	新宿区 新宿9丁目9番9号	認定有効期間	令和元年 6月25日から令和 4年 6月30日まで
フリガナ	シヅマキ タロウ	サービス種別	居宅介護
氏名	新宿 太郎	支給量等	(通院等介助(身体介護を伴う) 10.0時間/月) (1回あたり上限10.0時間)
生年月日	令和元年 1月 1日	支給決定期間	令和 2年 7月 1日から令和 3年 6月30日まで
フリガナ		サービス種別	短期入所
氏名		支給量等	(基本 7日/月)
生年月日		支給決定期間	令和 2年 7月 1日から令和 3年 6月30日まで
障害種別	① 2 3 4 5	サービス種別	
交付年月日	令和2年 4月 1日	支給量等	
支給市町村名及び印	131041 新宿区 東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号 電話 03-3209-1111 印	支給決定期間	予備欄



サービスを利用した ときの費用

サービスを利用した場合は、利用者負担を支払います。利用者負担は、所得（負担能力）に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

※新宿区では、障害者総合支援法に基づく自己負担割合の軽減措置として、住民税課税世帯に対し、一部のサービスを除き、利用者負担率を10%から3%に軽減しています（令和6年（2024年）3月まで）。詳しくは別冊子『障害者福祉の手引』をご覧ください。

利用者負担額の上限

〈所得を判断する際の世帯範囲〉

種別	世帯範囲
18歳以上の障害者（施設に入所する18、19歳を除く）	障害者本人とその配偶者
障害児（施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

障害者の利用者負担

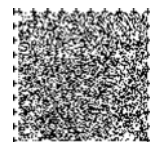
●『障害福祉サービス』および『地域生活支援事業』（日常生活用具を除く）

区分	世帯の収入状況	負担上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	住民税が非課税世帯	0円
一般①	住民税課税世帯で、世帯の住民税所得割額の合計が16万円未満 ●入所施設利用者（20歳以上）およびグループホーム利用者を除く	9,300円
一般②	上記以外	37,200円

※入所施設利用者（20歳以上）およびグループホーム利用者は、住民税課税世帯の場合、「一般②」となります。

●『補装具』および『日常生活用具』

区分	世帯の収入状況	負担上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	住民税が非課税世帯	0円
一般	住民税が課税世帯	37,200円



障害児の利用者負担

●『障害福祉サービス』および『地域生活支援事業』（日常生活用具を除く）および『障害児通所支援』

区分	世帯の収入状況		負担上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯		0円
低所得	住民税が非課税世帯		0円
一般①	住民税課税世帯で、世帯の住民税所得割額の合計が28万円未満	通所施設、居宅介護利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合（20歳未満の入所施設利用者を含む）	9,300円
一般②	上記以外		37,200円

※満3歳になって初めての4月1日から3年間は、児童発達支援等の利用者負担が無償化されます。区独自で食費の実費についても無償化の対象となります。（令和元年10月1日より）

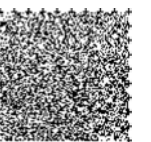
●『補装具』および『日常生活用具』

区分	世帯の収入状況	負担上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	世帯員のいずれも住民税が非課税	0円
一般	世帯員のいずれかの住民税が課税	37,200円

このほかにも、入所施設利用者の食費軽減や生活保護移行防止などの軽減措置等があります。また、住民税課税世帯で、障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合、介護保険サービスを併せて利用している場合、補装具の支給決定を受けている場合は、月の利用者負担額の合算が基準額まで軽減されます。基準額を超えて支払った負担額は、高額障害福祉サービス費として、申請により後から支給されます。

なお、平成30年（2018年）4月より、65歳に到達するまで相当の期間にわたり、介護保険相当障害福祉サービスを利用していた場合（一定の要件あり）、介護保険サービスに移行した結果生じる利用者負担の1割も申請により後から支給されます。

また、世帯員の変動など、負担上限月額の変更の必要がある場合は、変更届け出を提出していただいた翌月1日から変更させていただきます。ただし、申請日が月の初日の場合は、当該月の初日からの変更となります。



医療機関にかかる ときの費用

自立支援医療

指定の医療機関で医療を受けた場合、医療費の1割が原則として自己負担となります。
ただし、所得等に応じて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようにしています。

更生医療とは

身体障害者の障害の程度を軽くしたり、障害を取り除いて日常生活や職業能力を高めたりするための医療が必要な場合に、その医療費を公費で負担します。なお、手帳に記載されている障害に限定され、かつ対象となる医療が限定されています。また、障害に対し確実な治療効果が期待できるものに限ります。

育成医療とは

身体に障害があり、手術等で生活の能力を得る見込みのある児童に対し、その医療費を公費で負担します。なお、対象となる疾病にかかっている、確実な治療効果が期待できる児童に限ります。

精神通院医療とは

精神障害および精神障害に起因して生じた病態で通院治療が必要な場合、その医療費を公費で負担します。なお、精神障害者保健福祉手帳をお持ちでない方も申請できます。

心身障害者医療費助成制度 (通称：障マル障)

制度の内容

心身障害者に対し、健康保険の医療費自己負担分の一部を助成します(東京都の制度)。

対象者

- 原則として東京都の区域内に住所を有する、
- ① 身体障害者手帳1級または2級(内部機能障害については3級まで)の方
 - ② 愛の手帳1度または2度の方
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の方(平成31年(2019年)1月1日から対象)
- ※詳しくはお問い合わせください。

助成の範囲

- 住民税課税の方** ▶ 健康保険の自己負担分の一部を助成します。
住民税非課税の方 ▶ 健康保険の自己負担分を助成します。
※ 保険診療外の場合は、助成対象外です。

自立支援医療や心身障害者医療費助成制度の助成を受けるには、新宿区への申請が必要です。